

広島市立学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 5 月 1 日
教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和 28 年広島市条例第 35 号)第 3 条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の任務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項を調査審議する。

(昭 59 教委規則 6・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員をもつて組織する。

(昭 59 教委規則 13・平 25 教委規則 11・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) PTA 代表

(2) 学識経験者

2 委員の任期は、任命又は委嘱された日の属する年度の末日までとする。

(昭 50 教委規則 12・平 25 教委規則 11・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(昭 59 教委規則 6・一部改正)

(会議の招集)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(議事)

第 7 条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、広島市教育委員会事務局総務部学事課において処理する。

(昭 50 教委規則 9・昭 50 教委規則 12・昭 59 教委規則 6・平 10 教委規則 11・平 29 教委規則 5・平 30 教委規則 1・一部改正)

(幹事及び書記)

第 9 条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 幹事及び書記は、委員長の命を受けて、会務を処理する。

第 10 条 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任規定)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(昭 59 教委規則 6・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 18 日教委規則第 9 号 抄)

この規則は、昭和 50 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 9 月 22 日教委規則第 12 号)

この規則は、昭和 50 年 10 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 31 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 26 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 23 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日教委規則第 1 号 抄)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。